

建築設備工事における『図面簡略型発注』の導入について(お知らせ)

令和4年1月

大阪府建築部公共建築室

大阪府建築部公共建築室が発注する設備工事において、従来の設計図面に代えて、当該工事で求める仕様や性能等を記載した「要求仕様書」による発注方法を一部導入しますので、お知らせします。

1. 概要

- ・設備機器等の更新工事で、メーカー等が設計技術などを有するため、施工まで一体で行うことが合理的と認められるものを対象に実施します。
- ・入札公告では設計図面の代わりに、対象となる機器等の規格、数量など当該工事の内容を記載した「要求仕様書」をお示しします。
- ・落札後はこの「要求仕様書」に基づき、工事に必要な施工図面や機器製作図等を作成していただき、監督員による承認を受けたのち、当該工事に着手していただきます。

2. 対象工事

- ・入札公告において、「図面簡略型発注」であることを明示した案件を対象とします。

3. 適用

- ・令和4年3月1日以降に公告する案件より適用します。

大阪府建築部建設工事における図面簡略型の発注に関する取扱基準

(趣旨)

- 1 本取扱基準は、建築部が発注する建設工事を対象として、図面簡略型の発注の取扱について必要な事項を定めることにより、効率的・合理的な設計・施工の実施を図ることを目的とする。

(定義)

- 2 図面簡略型の発注とは、従来の設計図面に代えて、対象となる機器等の規格、数量など当該工事で求める仕様や性能を記載した「要求仕様書」により工事発注を行うものをいう。

(対象工事)

- 3 対象となる工事（以下「対象工事」いう。）は、条件付一般競争入札に付する工事で設備機器等の更新を伴うもののうち、メーカーや請負者等が設計技術や独自の機器材等を有しそれぞれの施工方法等が異なるため、これを踏まえた設計及び施工を同一の者に行わせることが合理的と認められるものとする。

(対象工事の選定等)

- 4 発注担当課長は、対象工事の選定について、大阪府建築部競争入札審査会建築部会（以下「建築部会」という。）に諮るものとする。

(その他)

- 5 本取扱基準に定めがない事項及び疑義が生じた場合は、建築部会に諮ったうえで決定する。

附 則

この取扱基準は、令和4年3月1日から施行する。